

平成20年度 事業原簿（ファクトシート）

平成20年	4月	1日作成
平成21年	5月	現在

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進				
事業名称	温室効果ガス排出削減支援事業	コード番号：P03070			
推進部署	京都メカニズム事業推進部				
事業概要	<p>2008年10月に経済産業省によって国内クレジット制度が創設され、同制度の一層の拡大・推進を図る観点から、経済産業省が実施する中小企業に対するCO₂排出削減量認証事業（事業者が導入する省エネルギー設備によって削減できるCO₂削減量を自ら測定、計測し、第三者認証を受ける事業）に参加する中小企業等の省エネルギー設備導入費用の一部補助を行うもの。</p> <p>①補助対象者 全業種の中小企業等（自主行動計画に参加していない者であり、地方公共団体は除く）を対象とする。</p> <p>②補助対象事業 省エネルギー効果が認められる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。ただし、経済産業省が実施するCO₂排出削減量認証事業に係わるプロジェクトに限る。</p> <p>③補助対象経費 補助事業の実施に必要な設備等の設計費、設備購入・製造費及び工事費</p> <p>④補助率 1/2以内</p> <p>⑤補助期間 原則単年度</p>				
事業規模	事業期間：平成15～24年度 (百万円)				
		H15～19年度 (総額実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (予定)	合計
	予算額	2,828	674	606	4,108
	執行額	1,434	558	—	1,992
1. 事業の必要性					
<p>2005年に京都議定書が発効したことに伴い、我が国は、2008年～2012年（第一約束期間）の温室効果ガスの排出量平均を1990年比6%削減することが義務づけられた。大企業は、自主行動計画等を通じて温室効果ガス削減に積極的に取り組んでおり、実際に削減効果が現れているが、中小企業等については、資金面や技術面での制約があることから取り組みが進んでいないのが現状である。第一約束期間の限られた期間内で6%削減を実現するためには、中小企業等の取り組みを国が強力に後押ししていくことが必須。</p> <p>こうした状況を踏まえ2008年10月に経済産業省によって国内クレジット制度が創設されたことを受け、同制度の一層の拡大・推進を図る観点から、経済産業省が実施するCO₂排出削減量認証事業に参加する中小企業等に対して省エネルギー設備導入費用の一部を補助することにより、CO₂排出削減量認証事業への中小企業等の参加の推進を促すことが必要。</p>					
2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応					
①目標					
<p>本事業は、中小企業の温暖化対策に対する意識を高め、エネルギー起源のCO₂削減を促進するため、経済産業省が実施するCO₂排出削減量認証事業に係わる中小企業等の省エネルギー設備導入を支援することにより、中小企業等の一層の省エネルギーへの取組を促すことを目的とするとともに、国内クレジット制度の排出削減方法論の拡充を目指す。</p>					
②指標					
採択件数及び採択事業の省エネ見込値達成度（1年間の運転後の達成度）					
③達成時期					
平成24年度					

④情勢変化への対応

経済産業省が実施するCO₂排出削減量認証事業と連携しつつ事業の選定を行うことにより国内クレジット制度の排出削減方法論拡充を目指す。

3. 評価に関する事項

①評価時期

- ・毎年度評価：平成21年5月
- ・中間評価：平成22年度

②評価方法（外部 or 内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法）

- ・毎年度評価：アンケートを基に内部評価として実施する。
- ・中間評価：外部有識者から構成される評価委員会を開催する。

[添付資料]

- (1) 平成20年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) 温室効果ガス排出削減支援事業費補助金交付要綱（略）
- (3) 平成20年度実施方針（略）
- (4) 平成20年度事業評価書

平成20年度 事業評価書

	作成日	平成21年9月30日
制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進	
事業名称	温室効果ガス排出削減支援事業	コード番号：P03070
担当推進部	京都メカニズム事業推進部	
0. 事業実施内容		
<p>2008年10月に経済産業省によって国内クレジット制度が創設され、同制度の一層の拡大・推進を図る観点から経済産業省が実施する中小企業に対するCO2排出削減量認証事業(事業者が導入する省エネルギー設備によって削減できるCO2削減量を自ら測定、計測し、第三者認証を受ける事業)に参加する中小企業事業者の省エネルギー設備導入費用の一部補助を行う。</p> <p>①補助対象者 全業種の中小企業等(自主行動計画に参加していない者であり、地方公共団体は除く)を対象。</p> <p>②補助対象事業 省エネルギー効果が認められる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。ただし、経済産業省が実施するCO2排出削減量認証事業に係わるプロジェクトに限る。</p> <p>③補助対象経費 補助事業の実施に必要な設備等の設計費、設備購入・製造費及び工事費</p> <p>④補助率 1/2以内</p> <p>⑤補助期間 原則単年度</p> <p>⑥平成20年度 補助金交付実績：39件</p>		
1. 必要性(社会・経済的意義、目的の妥当性)		
<p>2005年に京都議定書が発効したことに伴い、我が国は、2008年～2012年(第一約束期間)の温室効果ガスの排出量平均を1990年比6%削減することが義務づけられた。大企業は、自主行動計画等を通じて温室効果ガス削減に積極的に取り組んでおり、実際に削減効果が現れているが、中小企業等については、資金面や技術面での制約があることから取り組みが進んでいないのが現状。第一約束期間の限られた期間内で6%削減を実現するためには、中小企業等の取り組みを国が強力に後押ししていくことが必須。</p> <p>こうした状況を踏まえ、2008年10月に経済産業省によって国内クレジット制度が創設されたことを受け、同制度の一層の拡大・推進を図る観点から、経済産業省が実施するCO2排出削減量認証事業に参加する中小企業等に対して省エネルギー設備導入費用の一部補助することにより、CO2排出削減量認証事業への中小企業等の参加の推進を促すことが必要である。</p>		
2. 効率性(事業計画、実施体制、費用対効果)		
<p>① 手段の適正性 当該補助事業では、経済産業省が実施するCO2排出削減量認証事業の参加事業者として採択された省エネ設備導入事業について、省エネ効果が認められた案件を対象に予算の範囲内で採択し、補助金を交付するなどCO2排出削減量認証事業と緊密に連携して実施することで、温室効果ガス排出削減に関する中小企業等の参画を促すことが出来た。</p> <p>また、本事業は、主として大企業に比べ設備導入等の面で遅れがみられる中小企業等を対象事業者としているため、中小企業等のCO2排出削減量認証事業に対する関心が大いに促進されると共に本事業に多くの企業が参加することにより、大きな省エネ効果が得られる適正な手段である。</p> <p>② 効果とコストとの関係に関する分析 当該補助事業は、京都メカニズムを有効活用するための国内排出量取引制度に関するインフラ整備となる事業ではあるが、中小企業等が本制度を活用するためにはCO2排出削減方法及び削減量の算定方法等を含む計画の作成については第三者認証を取得しなくてはならず、中小企業等にとってはその事業規模からして大きな負担を強いることになることから、補助率は比較的高い設定(1/2以内)としている。</p> <p>平成20年度においては39件の事業に対して交付決定を行っている。この結果、これらの事業の実施による省エネ効果は、原油換算で2,973k1/年(削減CO2量：9,394トンCO2/年)が見込まれている。</p>		

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

当年度は、国内クレジット制度が2008年10月に創設された後、CO2排出削減量認証事業が実施されたことを受けて、NEDOの本補助事業を実施したことから、本事業の事業期間も大幅に短縮された（2008年11月17日～09年3月31日）。反面、本事業の対象補助事業の対象案件が大幅に増加（平成19年度27件⇒当年度39件）したことから、応募案件の審査、交付決定、事業管理及び最終的な確定検査まで昨年度以上の作業量が必要となったが、昨年度を上回る人員等を投入して、各行程の業務を適切に指導・管理等を行うことにより、各個別補助事業者の事業もほぼ予定通り終了し、NEDOの事業としても目標通りの成果を達成した。

この結果、本事業により省エネ設備を導入し、エネルギーの省力化及びCO2の削減を図ることで、経済産業省が進めるCO2排出削減認証事業の目標に対し大きく貢献するとともに、国内クレジット制度に対する中小企業等の関心の惹起及び参加への誘因等においても大きく貢献できた。

また、本事業の実施により、これまで温室効果ガス排出削減への取り組みが進んでいなかった中小企業等において、原油換算で2,973k1/年（削減CO2量：9,394トンCO2/年）の使用エネルギーの削減が可能となった。

	H15 *1)	H16 *2)	H17	H18	H19	H20	計
事業実施件数	8	-	40	17	27	39	131
補助金額(百万円)	301	-	486	236	406	556	1,985
省エネ量 *3) (kL/年)	-	-	3,637	1,812	3,465	2,973	11,887
万円(補助金)/kL	-	-	13.36	13.02	11.72	18.70	16.70

*1) 平成15年度事業は全ての企業が対象であったため、結果として経団連の環境自主行動計画に参加している企業が交付決定を受け、中小企業を対象とする事業ではなかったために対象としなかった。

*2) 平成16年度は事業中止のため未執行。

*3) 省エネ量のうち、H17, 18は実績。なお、H19, 20は見込み。

4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

経済産業省が実施するCO2排出削減量認証事業への参加事業者として採択された事業者の中から、本事業に応募のあった案件について、省エネ効果が認められた案件を予算の範囲内で交付決定を行った。

5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし。

6. 総合評価

①総括

2008年10月に国内クレジット制度が創設されたところであるが、今後も引き続き、同制度の一層の拡大・推進を図る観点から、CO2排出削減量認証事業への中小企業等の参加推進に資する本事業を継続する必要性は高い。

また本事業は、資金面や技術面での制約等により温暖化防止対策が進まない中小企業等を対象に、エネルギー使用合理化の推進や温暖化対策に対する意識・認識を醸成することのみならず、経済産業省の実施しているCO2排出削減量認証事業と緊密に連携して実施することで、中小企業等の国内クレジット制度への参画を促すことができた。

なお、当年度の対象事業総計で、原油換算2,973k1/年のエネルギーの削減が見込まれるとともに、温室効果ガスについても9,394トンCO2/年の排出削減が見込まれる。

②今後の展開

経済産業省が国内クレジット制度の一層の拡大・拡充を目指して引き続きCO2排出削減量認証事業/温室効果ガス削減支援事業を継続する方針であることから、NEDOとしても経済産業省の方針に引き続き呼応して、NEDOの所有する技術・ノウハウを活用し実施していく所存。

但し、経済産業省としては、CO2排出削減量認証事業/温室効果ガス削減支援事業の実施の在り方について、現在再度検討を行っている状況にあることから、引き続き経済産業省と緊密に連携を取りながら、NEDOとしての事業の在り方等を検討していく方針。